

事業者の皆さまへ

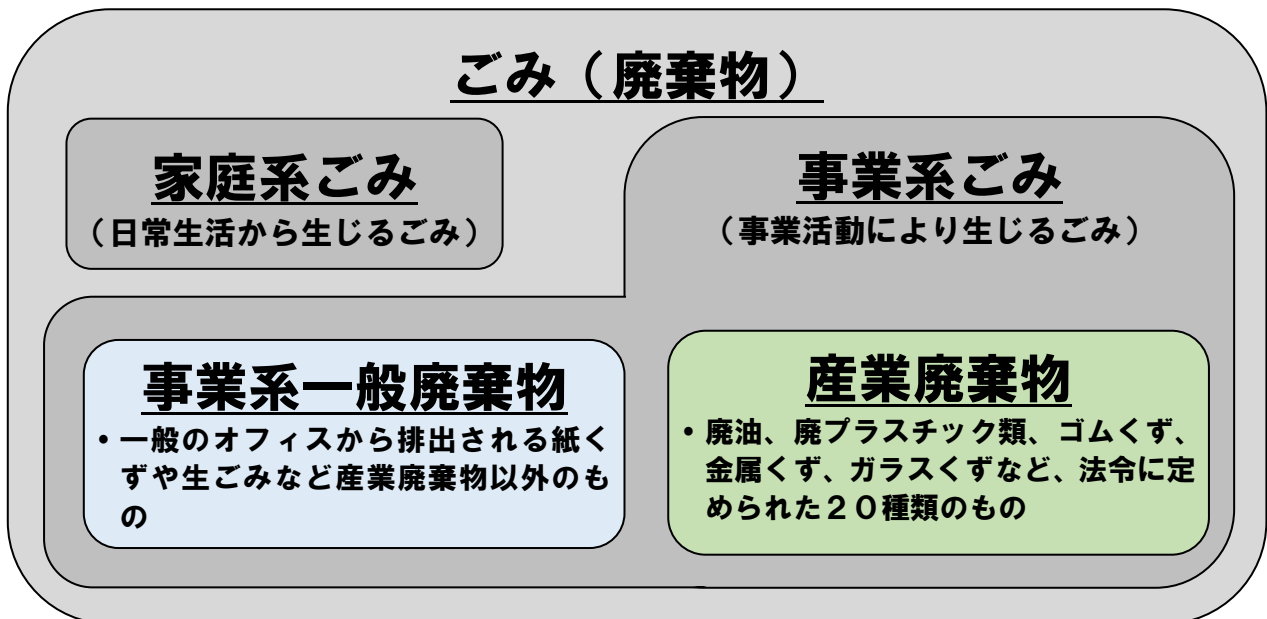
事業活動から出されるごみは 適正に処理していますか？

◆対象(事業者)となるのは？

商店、飲食店、工場、事務所、営業所、銀行、支店、神社・寺院、旅館、学習塾、病院・薬局、理美容店、大工、農家、学校、不動産会社、福祉施設、官公署などの事業活動を行うところは全て対象(事業者)となります。

◆事業活動から出されるごみ(事業系ごみ)とは？

事業規模の大・小、法人あるいは個人経営、営利あるいは非営利目的を問わず、あらゆる事業の営みにより発生するごみ(店舗兼住宅の店舗部分から出るごみを含む)を「事業系ごみ」といい、事業系ごみを排出する事業者を「排出事業者」といいます。



「事業系ごみ」は、事業者の責任で適正に処理することが法律で義務づけられています。

(廃棄物処理法第3条第1項)

注意

事業活動により生じるごみを家庭ごみのステーションに出すと…

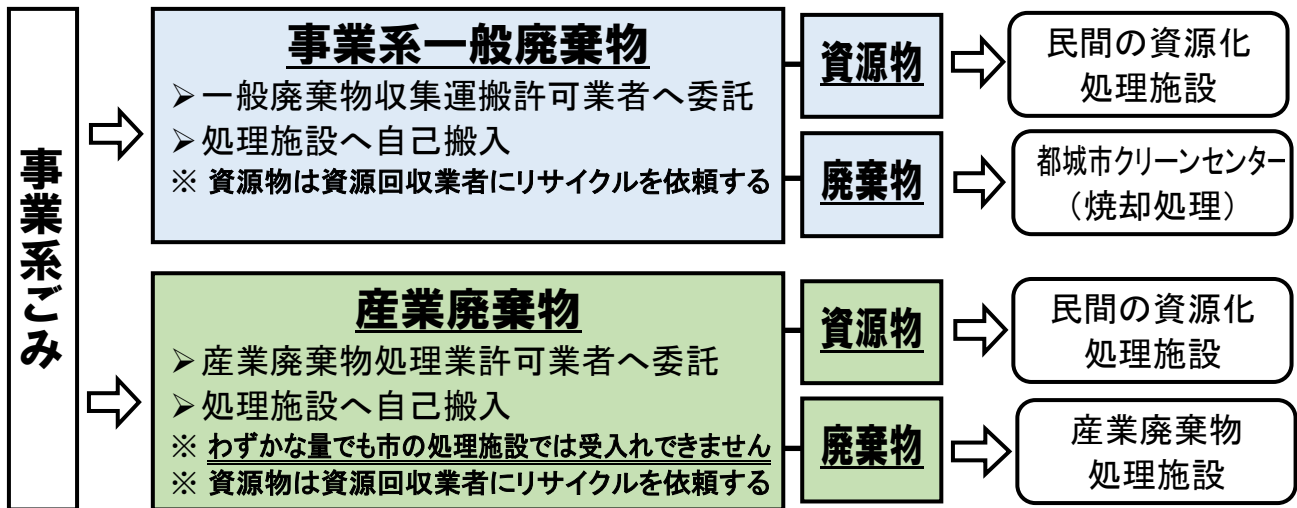
不法投棄(法令違反)になります。

- ▶ 個人に対しては5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(又はこれの併科)
- ▶ 法人に対しては3億円以下の罰金

◆事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、ごみの種類や事業者の業種により「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されますが、それぞれ処理施設が異なりますので、事業所においてごみの分別を徹底する必要があります。

事業系ごみの分別で注意しなければならないのは、家庭系ごみの分別とは異なることです。
具体的には、家庭系ごみでは「可燃ごみ」のビニール・プラスチックや「資源ごみ」の缶・ビン・ペットボトルは、事業系ごみでは「産業廃棄物」の扱いとなりますので、家庭系ごみとは異なる分別をしなければなりません。



◆一般廃棄物収集運搬許可業者

事業系一般廃棄物の収集・運搬は、都城市から許可を得ている下表の業者に委託してください。**(※無許可業者への委託は違法となりますので、ご注意ください。)**

なお、収集運搬料金は業者によって異なりますので、業者に直接ご確認をお願いします。

許可業者名	電話	備考	許可業者名	電話	備考
(株)都城北諸地区清掃公社	52-5636		インダスト	80-3046	
元明運送(有)	58-2029		(株)山崎紙源センター	23-5731	
(有)南九州環境	21-0229		光産業(有)	57-3778	
(株)セキュリティサービス	26-3156		(株)小林アルミ	0984-27-0070	
ワンミール RiKi	24-5169	魚肉類残さに限る	万ヶ塚運送(株)	36-0688	木くず・竹・草類に限る
(株)エコロ	27-5225		東亜環境(株)	36-0411	
(有)三和産業	39-6163		つやげん九州(株)	25-2828	
クリーン環境開発(有)	24-0744		(有)谷口油販	37-3415	動物性残さのうち事業系一般廃棄物のものに限る
南国運送(株)	55-1418	動植物性残さ・動物の死体のうち事業系一般廃棄物のものに限る	真栄産業(株)	38-3300	木くず・竹・草類に限る
南國興産(株)	53-1041	動植物性残さ・動物の死体のうち事業系一般廃棄物のものに限る			

◆事業系ごみの分別について

資源化できるものは、分別して積極的に「リサイクル」をお願いします。

なお、資源回収業者によっては引取り可能な資源物の種類が異なる場合がありますので、引取りを依頼する資源回収業者や委託先の一般廃棄物収集運搬許可業者に確認してください。

事業系一般廃棄物	資源物	《資源回収業者や一般廃棄物収集運搬許可業者にリサイクル依頼するもの》		
		古紙	・新聞(新聞とチラシ) ・段ボール ・雑誌類(雑誌、本、ノート、カタログ、パンフレット、コピー用紙、はがき、封筒(窓についたビニールは取り除く)、DM、包装紙、名刺、付箋 など)	
		機密文書	・機密文書 ・シュレッダー用紙(機密文書として扱うもの)	
	廃棄物	《都城市クリーンセンターへ搬入できるもの》		
		資源化できない紙くず	・ビニールコート紙(壁紙を除く) ・油紙 ・写真 ・ワックス加工紙 ・金紙 ・銀紙 ・カーボン紙 ・ノンカーボン紙 ・使用後の紙おむつ ・紙コップ等の防水加工紙(建材用の紙は除く) ・油などでひどく汚れた紙 ・臭気の強い紙(洗剤の箱など) など	
		木くず	・割り箸 ・竹串 ・木製品 など	
		繊維くず	・布 ・廃畳(スタイロ畳は除く) ・布団(化学繊維でないもの) ・名前、会社名入りの衣類(化学繊維でないもの) など	
		生ごみ	・食品の食べ残し ・売れ残り ・調理残さ など ※食品製造業の生ごみは除く	
		剪定枝・刈草	・事業所敷地内の樹木の剪定くず、落葉、木の根、草花 ※木枝等は直径20cm未満、長さ3m未満に切断してください。	

産業廃棄物	資源物	《資源回収業者や産業廃棄物処理業許可業者へ引き取りを依頼するもの》		
		缶・ビン・ペットボトル	・アルミ缶 ・スチール缶 ・びん類 ・ペットボトル(フタは除く) ※従業員の飲食に伴い排出される事業活動を伴わないものに限り一般廃棄物の資源として分別可能	
	廃棄物	《都城市の処理施設へ搬入できないもの》		
		業種に関係なく産業廃棄物に該当するもの		
		廃プラスチック類	・プラスチック製容器 ・発泡スチロール ・PPバンド ・ラップ類やトレー ・収納ケース ・ビニール袋 ・PP製ファイル ・合成ゴムの手袋 ・化学繊維の布 など ※従業員の飲食に伴い排出されるプラスチック製容器で事業活動を伴わないものに限り一般廃棄物として分別可能	
		金属くず	・スチール製品(机、椅子、ロッカー等) ・ハサミや刃物類 ・アルミホイール ・一斗缶 など	
		ガラス・陶器くず	・コップ等のガラス類 ・蛍光灯や電球 ・茶碗等の陶器類 ・植木鉢 ・コンクリートくず など	
		・燃えがら ・汚泥 ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・ゴムくず ・鋳さい ・がれき類 ・ばいじん		
		特定業種に限り産業廃棄物に該当するもの		
		紙くず	・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る) ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業 ・新聞業 ・製本業 ・印刷業 ・パルプ製造業 など	
		木くず	・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る) ・木材又は木製品製造業 ・パルプ製品製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 など	
		繊維くず	・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る) ・繊維工業(製糸、紡績、織物業等、ただし衣類等の繊維製品製造業を除く) など	
		動植物性残さ	・食品製造業 など	動物系固形不要物
動物のふん尿・動物の死体		・畜産農業に係るものに限る		

※ 下線の項目は、事業系一般廃棄物とよく間違われるので注意が必要です。

☆ 事業者が廃棄物を処分する際に多い間違い！！

(環境業務課・環境施設課・環境政策課への主な問い合わせ例)

- ☞ 税金を納めているから行政で処理してくれますよね。(×)
- ☞ いつも事務所からごみステーションに出しています。(×)
- ☞ 事業所のごみをいつも自宅に持ち帰ってごみステーションに出しています。(×)
- ☞ 店舗兼住宅だからごみステーションに出しています。(×)
- ☞ 分別方法は家庭ごみと一緒にですよね。(×)
- ☞ 私は事務所を構えていないので事業系ごみ扱いではないですよね。(×)
- ☞ 個人業だから普通にごみステーションに出しています。(×)
- ☞ 事業活動ごみは少量なのでごみステーションに出しています。(×)
- ☞ 資源化できるものはきちんと公民館に持って行っています。(×)
- ☞ 全てのごみを自分で市の施設に搬入しています。(×)
- ☞ 許可業者にすべて委託済みだから大丈夫です。
(産業廃棄物と一般廃棄物は別々に契約しないと×)
- ☞ 市の許可業者からは分別のことは何も説明がないので大丈夫です。(×)
- ☞ いつも、知り合いにごみ処理を頼んでいるから問題ないです。(×)
- ☞ 市の施設に搬入しても何も言われたことはありません。(×) など...

※ 全ての事業活動に伴う廃棄物の処理については、法令に違反すると排出事業者の処理責任を問われますので(罰金刑・懲役刑)、十分にご理解願います。

◆ 産業廃棄物について

産業廃棄物の処理については、一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会にお問い合わせください。

(一社)宮崎県産業廃棄物協会 電話(0985)26-6881

ホームページアドレス <http://www.miyazaki-sanpai.com>

一般廃棄物に関する問い合わせ先

都城市環境業務課

電話(0986)24-5560

都城市クリーンセンター

電話(0986)45-6677

都城市リサイクルプラザ

電話(0986)36-3900